

# パートナーシップ制度 長岡市、来年2月導入

長岡市は25日、性的少数者のカップルの関係を市が認める「パートナーシップ制度」と、パートナーシップ関係にある人の親族が家族として生活する「ファミリーシップ制度」を実施すると発表した。来年2月に受け付けを始め、

市が証明書を交付する。性の自認や性的指向を理由に婚姻の届け出をできない人が、自分らしく生きることができる社会の実現を目指す。パートナーシップ制度を設けるのは、新潟市、三条市に続き県内3例目。

必要書類を市人権・男女共同参画課に提出し、市が証明書を交付する。証明書を提示すると住民票の続柄を「縁故者」と表記できるほか、家族として市営住宅の入居申し込みや、子どもの保育園入園に保護者として申請できるなどの行政サービスを受けられる。婚姻制度とは異なり法律上の効果はない。

パートナーシップは、2人とも成年で配偶者がいないこと、双方がいずれかが市内に居住または転入予定であるなどが要件。ファミリーシップは生計が同一の親族が対象となる。

25日の記者会見で磯田達伸市長は「多様性を認め合う長岡にしたいという思いがあった」と制度を設けた理由を説明。「性自認などを理由に生きづらさを感じてきた人が、希望を持って生活していけるといい」と述べた。